

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な
資質の向上を図る方策に関する調査研究
(海外事例文献調査結果概要抜粋)



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

	アメリカ	カナダ(ON州)	カナダ(BC州)
児童相談所にあたる機関	自治体の Child Protection Service (CPS) ※州レベルか郡レベルかは州によって異なる	Children's Aid Society(CAS) ※州内に 49 カ所	Ministry of Children & Family Development(MCFD) ※13 のサービス提供地域にある 429 の地方事務所を通して提供
児童福祉司にあたる専門職	Social Worker, Child Welfare Specialist など (職名は州によって異なる)	Social Worker	Social Worker
上記の専門職として働くための要件 (学位等)	・州により異なるが、多くの州ではソーシャルワークをはじめとした関連分野の学士号以上 ※ソーシャルワークの学士号、または修士号に限定する州や、ソーシャルワークの学位保有が望ましいとする州もある。ソーシャルワークの学位を持っていれば実務経験の免除、報酬などのインセンティブを付ける州もある。 ※学士号を保有していれば分野不問の州も一部あるが、その場合は実務経験が求められることが多い。	トロント CAS の提示する資格要件 ・ソーシャルワークの学士号 (BSW) または修士号 (MSW)	MCFD で働く Social Worker の要件(いずれか) ・ソーシャルワークの学士号または修士号 ・子ども・青少年ケア (Arts in Child and Youth Care) の学士号 ・教育学カウンセリングの修士/臨床心理学修士、かつ家族および児童福祉の実習を修了
学位取得等のカリキュラム	ソーシャルワークの基本的な養成課程は下記の通り ・学士号 (BSW) 一般教養家庭+SW 専門課程(4年間) 実習 400 時間 ・修士号 (MSW) 専門分野別でスペシャリストを養成する 2年間 60 単位 実習 900 時間(多くのプログラムでは 1200 時間実施)	・オンタリオ州の大学では、ソーシャルワークの学位は学士号、修士号、博士号の3段階あり、学士号は4年間の課程、修士課程はソーシャルワークの学位を持っていれば1年、ソーシャルワーク以外の学士取得者は2年。 ・マクマスター大学の学士課程では、3年目には、週 15 時間相当の実習を2ターム、4年目は、週2日相当をスーパーバイズを受けながら実習を受ける。	・ブリティッシュコロンビア大学のソーシャルワークスクールではフルタイムの場合、2 年でソーシャルワークの学士号を取得できる。ただし、大学入学のための受験要件として、少なくとも 100 時間の関連するボランティアまたは実務経験が必要となる。
資格/試験/登録			
質の保証に関する取組み	・Council for Social Work Education (CSWE) がソーシャルワークの教育プログラムの更新審査を8年ごとに実施。 ・州や郡によって、新任研修が提供されているところが多い。	・Social work and social service work act (1998) に基づき設立された、ソーシャルワーカーの規制機関である The Ontario College of Social Workers and Social Service Workers (OCSWSSW) に登録されたメンバーのみが“social worker”, や“registered social worker”と名乗ることができる。 ※CAS で働く上で必須ではない。 ・Ontario Association of Children's Aid Societies (OACAS) が、CAS で働く専門職をはじめとした児童福祉の専門職向けに、研修を提供。	・ソーシャルワーカーの規制機関である The British Columbia College of Social Workers (BCCSW) に登録されたソーシャルワーカー (RSW) になるにあたり、承認されたプログラムを修了要件とするとともに、Association of Social Worker Board (ASWB) の試験を課している。 ・MCFD で Social Worker として働くにあたり、BCCSW への登録は必須ではないが、MCFD で働く Social Worker の多くが登録している
資質向上等に関する取組み	・州ごとのソーシャルワークの免許があり、キャリアアップなどを目的に取得される。免許の認定制度は州で異なるが、多くの州では、Association of Social Worker Board (ASWB) が実施する試験を課している。 ※CPS で働くために必須ではないが、一部の州では採用の際に州の免許を求めるともある。 ※多くの州では学士号以上が認定制度の資格を得るが、ニューヨーク州、ニューハンプシャー州、ワシントン州、ジョージア州、バーモント州では修士号以上のみ。マサチューセッツ州では、高卒でも一定の実践経験を積めば、免許認定の受験資格がある。 ・多くの州では、LMSW(修士レベルの免許をもつ SW) は、2 年毎に免許を更新し、その際、36 時間の研修を受けることが義務付けられている。 ・継続的職業教育として、州内にある大学と協力している州もある。	OCSWSSW では、専門職としての質の向上のために、Continuing Competence Program (CCP) を全ワーカーが受講することが義務化されている。	BCCSW により最低 40 時間の Continuing Professional Development(CPD) プログラムの活動が求められている。

	イギリス	フランス	オランダ	ドイツ
児童相談所にあたる機関	Children's Social Care (CSC) ※152 の自治体ほとんどに設置	児童社会扶助機関(ASE) ※各県に設置	2015 年以降基礎自治体が青少年支援の責任を担っている	Jugendamt(青少年局)※実際の支援・虐待対応を担うのは、主に市や郡。
児童福祉司にあたる専門職	Children's Social Care (CSC) で働く Social Worker	児童社会扶助機関(ASE)で働く Assistant de Service Social (ASS:ソーシャルワーカー)	自治体で働く jeugd- en gezinsprofessionals (youth and family professional) ※2015 年の青少年法を受け、青少年ケアの専門職について再整備中	Jugendamt(青少年局)で働く Sozialarbeiter(ソーシャルワーカー)
上記の専門職として働くための要件(学位等)	・ソーシャルワークの学士号または修士号 ・社会人のためのコース修了	高等職業専門学校の修了と社会問題省の国家免状が必要	高等職業教育機関(HBO)もしくは大学の青少年ケアの学士号または修士号	ソーシャルワーク分野専攻の学士号
学位取得等のカリキュラム	・学士課程(3年間) 1年目 30 日間、2年目 70 日間、3年目 100 日間の実習 このコースを修了することで資格取得 ・ファストラック(社会人向けのコース) ①Step Up to Social Work(14 か月のコース) 講座と地方自治体での 170 日間の SV を受けながら実習 ②Frontline(2年間のコース) 1年目は講座と 206 日間の実習 2年目は資格を得た SWr として、コーチングを受けながら CSC で働く	○高等職業専門学校での養成:3年 ・理論教育:1,740 時間(心理学、社会学、健康、倫理等) ・実習:12 か月(52 週 1820 時間)	○高等職業教育機関である NCOI Opleidingen での Social Work profiel Jeugd gezinsprofessionals(青少年ソーシャルワーク)の養成課程 ・3年間のカリキュラム ・240 単位の取得が必要	ソーシャルワーカーは専門単科大学で養成(3年間)。 ○NRW カトリック大学におけるソーシャルワーク学士課程 ・①科学的思考と活動の基礎、②科学、専門職としてのソーシャルワーク、③ソーシャルワークの社会的および規範的基礎、④人間の存在と発展の基礎、⑤実践領域のモジュールによるカリキュラム ・1年目に 15 日、後半のセメスターにスーパーバイザーの下での 100 日間(6か月)の実習
資格/試験/登録		※高等職業専門学校3年の修了とその間に実施される2回の認定試験を受けることで Assistant de Service Social の社会問題省の国家免状(DEASS)を取得。	・青少年に関わる職業の登録機構である、Stichting Kwaliteitsregister Jeugd (SKJ)への登録が必須。登録には、学位の卒業証書等が必要。	
質の保証に関する取組み	・2009 年にソーシャルワーカーの信頼回復と質的向上を目的に Social Work Task Force を設置し、同年に国立の教育機関を開設。 ・ソーシャルワーク改善委員会が設置され、専門能力育成フレームワークの作成を進め PCF により獲得すべき専門能力を明確化。	2018 年より新しい養成システムへ変更 ・ソーシャルワーカーの職業資格水準がⅢ(高等教育2年)からⅡ(高等教育3~4年の学士レベル)へ引き上げ。 ・養成カリキュラムも改定。	・養成課程のプログラムは、高等教育の認定機関であるオランダフランドル認定機関(NVAO)で認定。	・州認定ワーカー(state-recognised social education worker/ social worker)の制度がある。 ・2000 年に DBSH が Qualitätskriterien des DBSH(DBSH の質基準)を提示。 ・ソーシャルワーカーの質の保証のために登録制度を創設し、登録したソーシャルワーカーは rBSA と名乗ることができる。
資質向上等に関する取組み	PCF で育成を9段階に分けて体系化。 ・養成段階はレベル1~4、資格取得後はレベル5~レベル9の5段階で進み、SV を受けながらの実務。 ・資格取得後のレベル5では、雇用先で評価と支援(SV)を受けながら業務を行う ASYE (Assessed and Supported Year in Employment) と呼ばれるプログラムを受ける。 ・SV を行うのはレベル8以上。		・SKJ において、HBO 学士号を取得し youth and family professional となった初年度に受講する入門プログラムなどが提供。 ・職業協会が、jeugd-en gezinsprofessionals をはじめとした青少年ケアの専門家向けに E カレッジなどの能力開発のツールを提供。	rBSA の登録の証は5年間有効で、登録を継続するには、5年間の終わりに、5年間のトレーニングや、SV や実践的アドバイス、また専門家としての活動の証跡を認定委員会に提出する必要がある

	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク	フィンランド
児童相談所にあたる機関	基礎自治体であるコミューン	基礎自治体であるコムーネ	基礎自治体であるコムーネ	基礎自治体であるクンタ
児童福祉司にあたる専門職	socialsekreterare (ソーシャルワーカー)	Sosionom (ソーシャルワーカー)	Socialrådgivere (ソーシャルワーカー)	Sosiaalityöntekijän (ソーシャルワーカー)
上記の専門職として働くための要件 (学位等)	大学の社会福祉課程の学士課程修了 (学士号) この学士課程を修了することにより取得できる専門職業資格 (ソシオノム) が必要。	ソーシャルワークの学士号	専門職大学での養成課程修了 (学士レベル)	社会科学または政策科学の修士号 この修士課程を修了することにより取得できる社会福祉専門職の資格が必要。
学位取得等のカリキュラム	・ソーシャルワーカー養成は3年半 (7セメスター・210 単位) ・ソーシャルワーカー養成コースでは、1セメスター (6か月間) は実習 ※国内 15 大学で提供	ソーシャルワークの学士課程は3年間のカリキュラム。 ○オスロメトロポリタン大学でのソーシャルワークの学士課程 ・社会科学のトピック、心理学的なトピック、法的問題、ソーシャルワークの理解、ソーシャルワーカーの働き方の5つの主要トピックを学ぶ ・1年次と3年次合計で 20~22 週間の実習	○コペンハーゲン専門職大学の Socialrådgivere の養成課程 ・3年半7セメスターのカリキュラム ・5か月間フルタイムのインターンシップ	・学士 (3年)、修士 (2年) 課程合わせた5年間で 300 単位の取得が求められ、そのうちソーシャルワークの主要科目が 200 単位。 ・理論教育を含めた 30 単位分の実習 ※国内6大学で提供
資格/試験/登録				
質の保証に関する取組み	・専門職養成としての大学教育が確立。 ・スウェーデン学術協会により設立された認定委員会が審査する認定ソーシャルワーカーの制度がある。申請にはソーシャルワークの学位、3年以上の実務経験、部外のスーパーバイザーからの推薦状、職業適合性の証明書が必要。 ・2006 年より子ども支援・保護行政における全国統一の理念、アセスメント・記録等の仕組みである BBIC (Barns Behov I Centrum) を全国のコミューンに導入。	現在、2024 年にかけて、児童福祉改革が進められている。 自治体の児童福祉サービスの質と専門能力の向上も目標とされており、継続的教育や児童福祉専門職の学士課程の内容も見直しが進められている。	デンマークソーシャルワーカー協会である Dansk Socialrådgiverforening が自治体向けに、新たに雇用されたソーシャルワーカーの導入や指導に関する資料を提供。	・Sosnet: 大学間の協力を促進し発展させる目的で、国内でソーシャルワーク教育を行う6大学のネットワークを構築。6大学でレベルを統一。 ・ソーシャルワークの修士課程の修了を通して、一定の知識やスキルが習得されたとみなされる
資質向上等に関する取組み	2016 年より子ども若者家庭福祉分野で2年以上経験のある現任者向けと、ベテランの管理職向けの研修が社会庁によりモデル的に実施された。国の委託により認定された大学において実施。		・自治体で雇用されているソーシャルワーカーは個別の指導計画を受ける。 ・2012 年の改革により、スーパーバイズの必要性が強まり、ソーシャルワーカーがチームでスーパーバイズを受けながら取り組めるよう整備が進んでいる。	・Sosnet に加盟している6大学は、ソーシャルワークの教育と研究の機会を発展させるために、大学生、大学院生向けの e ラーニングを提供。 ・ソーシャルワーカー職業団体 Talentia は、専門的スキルの維持のために、メンバーにセミナーやトレーニング等の機会を提供し、受講を奨励。

	オーストラリア	ニュージーランド	韓国	シンガポール
児童相談所にあたる機関	州政府の児童保護サービス提供部署	ORANGATAMARIKI (Ministry for Children; 子ども省)	児童保護専門機関 ※中央および地域児童保護機関合わせて全国 68 か所 ※多くが民間機関に委託されており、公的機関も一部存在	Ministry of Social and Family Development の Child Protective Service (CPS) Child Protection Specialist Centre (CPSC) ※国内に3か所 Family Service Centre(FSC)※国内に 47 か所
児童福祉司にあたる専門職	Social Worker (Child Safety Officer 等と呼ばれることもある)	Social Worker (Child protection officer と呼ばれることもある)	児童保護専門機関で働く社会福祉士	CPS で働く Child protection officer, および CPSC, FSC で働く Social Worker
上記の専門職として働くための要件 (学位等)	州によって異なるが、多くの州ではソーシャルワーカーや心理学などの学士号 (ソーシャルワークのみの州もあり)	ソーシャルワークの学士号または修士号 ※New Zealand Social Workers Registration Board (SWRB)に認定された課程を修了しなければならない。	社会福祉専攻の学士号、社会福祉や社会事業学専攻の修士号または博士号 これらの課程を修了すること等により取得できる社会福祉士(2級)の資格が必要。	・CPS で働く Child protection officer: 学士号 (社会科学の分野が望ましい) ・CPSC, FSC で働く Social Worker: ソーシャルワークの学士号
学位取得等のカリキュラム	・ソーシャルワーク学士課程(4年間) ・実習は 980 時間以上、最低2か所で実習が求められる。	○オークランド大学の養成課程は下記の通り ・学士 (BSW) ※4年のコース 実習は3年次と4年次に各 60 日 ・修士 (MSWP) ※2年のコース 実習は 1 年次に 50 日 (フルタイム週5日 10 週間)、2年次には 70 日を週3日、約 23 週間 ・ソーシャルワークに関する法律やソーシャルワークの実践技術などに加え、文化と多様性やマオリに関するテーマの講義を提供。	・大学(学士)・専門大学 必修科目 10 科目 30 単位以上 選択科目6科目 18 単位以上 ・大学院(修士、博士) 必修科目6科目 18 単位以上 選択科目2科目6単位以上	ソーシャルワークの学士課程 ・シンガポール国立大学、シンガポール社会科学大学の2大学が推奨されている。 ・シンガポール国立大学では、実習は 400 時間を2回で計 800 時間求められる。
資格/試験/登録		・子ども省で雇用されるソーシャルワーカーは SWRB の登録が必要。登録には SWRB 認定の高等教育の修了が必要。	社会福祉士 1級(国家試験に合格した者) 2級(所定の課程などを修了)	
質の保証に関する取組み	・大学は 5 年に一度、Australian Association of Social Workers (AASW) によりソーシャルワークの養成課程について審査を受けなければならない。 ・AASW への登録制度がある。	・2019 年の法改正により、SWRB への登録が義務化。 ・Practicing Certificate の毎年の更新が必要。 ・SWRB により、10 の Core Competence Standards が設定。 ・ソーシャルワークの教育機関は、教育を提供するために資格審査を受ける必要がある。	韓国では、2022 年にかけて児童福祉制度を改正中であり、児童虐待対応に関わる専門職の制度の見直しも進められている。	Social Work Accreditation and Advisory Board (SWAAB) への登録制度があり、登録することで、登録されたソーシャルワーカー (RSW) となる。 ※上記の専門職で働く上では必須ではない。
資質向上等に関する取組み	・各州で新任研修をはじめとした専門能力向上の研修を実施。 ・AASW が Continuing Professional Development (CPD) による継続的な生涯研修の充実に努め、質の維持・向上を図っている。	・スーパービジョンの体制が整備されている。 ・ソーシャルワーカーの知識、専門性を維持、向上するための取組として Continuing Professional Development (CPD)がある。		2015 年に National Social Work Competency Framework が示され、Social Worker I ~Senior Master Social Worker レベルまでのキャリアが示され、それぞれのレベルで求められる知識やスキルが示された。